

No. 1 常任委員会の見直しに関する検討について

【提案趣旨】

現在の常任委員会の名称では、その所管が分かりにくいとの意見がある。また、令和6年度に執行部の大きな組織改正も行われていることなどから、委員会の所管の変更（構成の見直し）も含めて、常任委員会の見直しの必要性等を議論してはどうか。

【関係規定】

委員会条例第2条

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務財政委員会 10人

会計室の所管に属する事項
市長公室の所管に属する事項
政策局の所管に属する事項
総務市民局の所管に属する事項
財政・変革局の所管に属する事項
他の常任委員会の所管に属しない事項

経済港湾委員会 9人

産業経済局の所管に属する事項
港湾空港局の所管に属する事項
公営競技局の所管に属する事項
農業委員会の所管に属する事項

教育文化委員会 10人

都市ブランド創造局の所管に属する事項
教育委員会の所管に属する事項

保健福祉委員会 10人

保健福祉局の所管に属する事項
子ども家庭局の所管に属する事項

環境水道委員会 9人

危機管理室の所管に属する事項
環境局の所管に属する事項
消防局の所管に属する事項
上下水道局の所管に属する事項

建設建築委員会 9人

技術監理局の所管に属する事項
都市戦略局の所管に属する事項
都市整備局の所管に属する事項
交通局の所管に属する事項